

総務文教委員会 主な審査内容

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

Q 一定の要件を満たす企業職員である会計年度任用職員に勤労手当を支給するためとあるが一定の要件の内容について問う。

A 企業職員の会計年度任用職員の勤労手当の支給要件については、大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で定める要件を準用するよう考えている。具体的には、任期の定めが6カ月以上で、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の会計年度任用職員に適用する。

Q 在宅勤務等で10日を超えた場合、3000円の手当が支給され、その分、通勤手当と減額調整することになるが、具体的な内容について問う。

A 1カ月間の勤務を要する平均日数から、在宅勤務等を命じられた日数を差し引いた日数の往復運賃の額が、月額の通勤手当となる。

定期券を購入している場合は、定期券を解約して払い戻しを受け、新たに在宅勤務等の期間の通勤手当を支給される。

公共交通機関以外の自動車やバイクで通勤する場合は、在宅勤務等を命じられた期間の月額の通勤手当を半減することになる。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

Q 総合整備計画を策定することによる補助率について問う。

A 総合整備計画を策定することにより、地方負担分については、辺地対策事業債を充当することができる。この起債は、充当率が原則100パーセントであるため、事業費の全額に充当できる。

また、元利償還金の80パーセントは、後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されることになる。

大竹市マロンの里の

指定管理者の指定について

Q 指定管理期間が1年間である理由について問う。

A 指定管理については、平成18年度から実施しており、平成29年度までは指定管理期間が1年間であった。平成30年度から3年間の指定管理に変更したが、令和3年度以降は1年間の指定管理期間に戻った。

大竹市としては、令和3年度以降も長期の指定管理期間という形で協議を進めていたが、現在の指定管理者の組織合併や組織内の改変等があり、1年間の業績を見極めて判断したいとの意向が強いため、指定管理期間が1年間となっている。今後大竹市としては、指定管理期

間は長期で行っていただけのように協議を続けていきたいと考えている。



マロンの里交流館

令和5年度大竹市一般会計

補正予算(第7号)について

Q 晴海臨海公園整備事業において、令和5年9月定例会で、2400万円増額する補正予算を可決しているが、今回の補正予算で800万円減額した理由について問う。

A 晴海臨海公園整備事業については、令和5年度当初予算で、北側駐車場等整備工事として1億800万円計上していたが、公園利用者からの要望を踏まえ、延長が230メートル、幅員が6・5メートルの幹線園路を早期に整備するため、9月定例会で、2400万円増額する補正予算を可決していた。

その後、入札による予定価格と落札金額の差額や工事出来高見込みを考慮した結果、不用額が800万円見込まれるため、減額の補正を行った。

採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決

本会議へ

本会議での採決の結果

原案のとおり可決

大竹市議会だよりアンケート

読者の皆さまからアンケートを募集しております。

アンケートはこちらから ▶



生活環境委員会 主な審査内容

大竹市晴海臨海公園整備基金

設置条例の制定について

Q 晴海臨海公園整備基金設置後の具体的な環境整備、構想について問う。

A 晴海臨海公園については、利用者が安心かつ快適に利用出来るよう、防衛省の交付金等を活用し、環境整備を推進している。令和6年度は、公園西側エリアの駐車場周囲園路、防球ネット等の整備を予定しているが、事業規模が大きく、工期も令和7年度までかかる見込みのため、設置予定の基金に防衛省の交付金を積み立て、早期の工事完成を目指す。また令和7年度以降については、多目的グラウンドの施設整備や、子ども広場の遊具・シエルトー等の整備を行う計画である。

大竹市自転車等駐車場設置及び

管理条例の制定について

Q 今後の管理の方法及び、料金体系の見直しについて問う。

A 大竹駅西口駐輪場と現在工事を進めている東口駐輪場は、令和6年9月1日より供用開始し、市が直営で管理する。利用料金については、これまでのサイクルパークの料金体系を維持し、運営する。

大竹市役所支所設置条例の

一部改正について

Q 大竹市役所木野支所の機能を大竹木野郵便局に委託することに伴い、発行業務以外の相談等にごの様に対応するのかを問う。

A 証明書発行以外にも、文書の取り次ぎなど現在木野支所で実施している事務については、基本的に行える形で協議を進めていく。行政手続きに関する相談業務については、行政知識を持った市職員が行う必要があり、郵便局職員に委託できないものと考えている。

大竹市介護保険条例の

一部改正について

Q 第8期介護保険事業計画では、介護保険料が広島県でもトップレベル、全国でも50位以内に入る安さであり、今回の新しい計画でも多少基準額が上がるとはいえ低い、その要因を問う。

A 大竹市は医療資源が、全国平均と比較して多く、重度の要介護者は、病院など医療施設に入る。介護サービス費ではなく医療費を使って治療生活する割合が高く、大竹市の後期高齢者医療の加入者1人当たりの医療費は、全国でも高水準であり、大竹市では、要介護者でも医療費を利用される方が比較的多いことが、介護

サービス費を低く抑えられている要因の一つであると考えられる。



大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

Q 事業系ごみ処理手数料の改定施行日までに、どのような方法で周知をするのかを問う。

A 商工会議所が作成する会報に記事の掲載と、市が作成する啓発チラシの配布をしていただくよう協議を行っている。また収集運搬、処理を担っていたらいて一般廃棄物処理業の許可業者に啓発チラシを配布していただくなど、排出事業者への周知依頼を検討している。また市広報とホームページにも掲載する予定である。



採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決



第2回定例会は、令和6年2月29日～3月25日の26日間行われました。詳細については、令和6年6月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページから録画中継もご覧いただけます。